

太田市八王子山公園墓地納骨堂申込概要

1. 納骨堂所在地及び申込先

納骨堂所在地 太田市西長岡町1661番地

申込先 太田市役所 行政事業部 花と緑の課

太田市西本町34番25号 電話 0276(32)6599

申込受付日時 土日祝日を除く8時30分から17時15分まで

※手続きに時間がかかりますので、お早めにご来庁ください。

2. 納骨施設の基本概要及び使用料

納骨施設	収蔵方式	収蔵期間	使用料
期限付納骨壇	【個別ロッカー式】 1区画1体収蔵	15年	焼骨1体につき100,000円
永年合葬室	【合葬式】 焼骨を他の焼骨とともに 収蔵	永年	焼骨1体につき 50,000円

3. 利用資格

- (1) 太田市に住所を有する者であって、親族の焼骨を現に有するもの
- (2) 死亡時において太田市に住所を有していた者の焼骨を現に有する者

4. 必要書類

- ・期限付納骨壇利用許可申請書兼誓約書または永年合葬室利用許可申請書兼誓約書
- ・申請者の住民票（本籍記載のもの）
- ・申請者と死亡者との関係が分かる戸籍謄本
- ・死体火葬許可証または改葬許可証

5. 申請に際しての注意事項（重要）

- (1) 期限付納骨壇に収蔵した焼骨は、15年経過後は永年合葬室へ収蔵となります。この収蔵に際しての料金はかかりません。なお、15年経過前に永年合葬室に移動、もしくは他墓所に改葬される場合は焼骨の移動の手続きをしてください。
- (2) 永年合葬室に収蔵した焼骨は、返還することはできません。
- (3) 焼骨の受入れの際に納骨堂で礼拝を行なう場合を除き、堂内には立ち入ることはできません。
- (4) 使用料の納付は、花と緑の課発行の納付書で指定金融機関にてお支払ください。
- (5) 既納の使用料の返還はできません。また、15年より前に焼骨を移動した場合も、返還はできません。

※納骨堂利用上の注意事項

- (1) 納骨堂内には、焼骨（骨壺）以外の物は収蔵できません。また、ペットの焼骨も収蔵できません。
- (2) 収蔵以後の納骨堂への入堂はできませんので、供養及び参拝時の献花、線香は参拝所をご利用ください。
- (3) 納骨堂内での飲食はできませんので、管理棟内の休憩室をご利用ください。
- (4) 納骨堂の利用権利は、他人に譲渡、または転貸することはできません。なお、利用許可を受けた者が死亡またはその他の理由により、その者によって変わって祭祀を行うこととなった者は、すみやかに管理者へ届出をしてください。
- (5) 当墓地は、公園的な要素を兼ねた施設ですから、出入りは自由になっております。盗難、紛失、車両事故については、十分注意をいたしますが、万が一事故等が生じて管理上の責任は負いません。
- (6) 夜間における公園墓地内の管理及び事故防止のため、午後5時から翌朝の午前8時30分までの間、公園墓地内への車の乗り入れを禁止し、公園入口の門扉を閉め、施錠します。ただし、お彼岸（春・秋）、お盆（8月13日から16日）、年末年始の間を除きます。）
- (7) 納骨堂の利用にあたっては、納骨堂条例、納骨堂施行規則が設けられております。これらの法律等に違反したときは、納骨堂の利用許可を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- (8) 納骨堂内では、原則として次の行為はできません。
 - ① 施設、設備、備品等を毀損し、または損傷すること。
 - ② 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となるおそれがある物品もしくは動物を携帯すること。
 - ③ 所定の場所以外において火気を使用すること。
 - ④ 納骨堂内において飲食をすること。
 - ⑤ めいていした状態で納骨堂内に立ち入ること。
 - ⑥ 物品を販売し、またはこれに類する行為をすること。
 - ⑦ はり紙もしくははり札をし、または公告を表示すること。
 - ⑧ 他人の迷惑となるような行為をすること。
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、納骨堂の管理上必要な指示に反する行為をすること。